

広島文化学園大学社会情報学部履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島文化学園大学学則（以下「学則」という。）に基づき社会情報学部の履修及び単位の認定等に必要な事項を定める。

2 学則第40条第4項に基づき各種資格取得について必要な事項を定める。

(配当年次)

第2条 授業科目の配当年次については、別表（教育課程表）に定める。

第3条 各学年において履修する授業科目は、配当学年内に履修、修得することを原則とする。

2 上級学年の者は、下級学年に配当されている授業科目を履修することができる。但し、特別な場合を除いて、下級学年の者が上級学年配当の科目を履修することはできない。

(履修登録)

第4条 学生は、履修すべき授業科目について、指定の期日までに履修登録を行わなければならない。

2 履修登録は、履修届を学生部に届け出ることによって行うものとする。

3 登録日以後の登録及びその変更は、原則として認めない。

4 既に単位を修得した授業科目及び授業時間が重複する授業科目は、履修登録をすることができない。

5 履修登録のされていない授業科目については、単位修得を認めない。

6 1学期あたりの履修登録単位数の上限は原則として、23単位とする。なお、当分の間集中講義は上限に含まないものとする。許可を得た場合は、追加の履修登録をすることができる。

(授業の不開講)

第5条 資格取得のための必修科目を除く選択科目において、履修登録者が5名以下の場合には、授業を開講しないことがある。

(履修モデル)

第6条 学生は、履修モデルを参考にして必修科目並びに選択科目を履修し、体系的な履修に努めること。

(単位認定)

第7条 授業実施時間の3分の2以上出席していない授業科目については、原則として単位修得を認めない。

第8条 単位の認定は、平素の勉学状態、出席状態、試験・報告書及び論文等の成績を総合的に判定して行う。

(成績の評価)

第9条 成績の評価は、秀（100～90点）、優（89～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）及び不可（59点以下）でなされ、優・良・可を合格とし、所定の単位が認定される。不可は不合格とし、単位は認定されない。

2 成績と評価基準は、次の通りとする。

評 語	GPA	点	数
-----	-----	---	---

秀 (S)	4	90 点以上
優 (A)	3	80 点以上
良 (B)	2	70 点以上
可 (C)	1	60 点以上
不可 (D)	0	59 点未満

3 前項の成績評価を基に、単位あたりの成績評価平均値 (GPA 値) を、以下の方法で算出する。

$$\frac{(\text{秀 (S) の単位数} \times 4 + \text{優 (A) の単位数} \times 3 + \text{良 (B) の単位数} \times 2 + \text{可 (C) の単位数} \times 1) \times 25}{\text{成績評価を受けた科目の総単位数}}$$

(追試験)

第 10 条 病気、就職試験、その他やむを得ない事由のため期末試験に欠席した者は、追試験受験願 (様式 1) とその事由を証明する書類 (医者の診断書、事故又は延着証明書等) を提出し、認められれば追試験を受けることができる。但し、追試験手数料として 500 円を納入しなければならない。

(再試験)

第 11 条 期末試験不合格者は、再試験受験願 (様式 1) を提出し、認められれば、再試験を受けることができる。再試験で認定された単位の評価は「可」とする。但し、再試験受験者は再試験手数料として 1,000 円を納入しなければならない。

(試験での不正行為)

第 12 条 試験等において不正行為をした者、若しくは不正行為があったと認められた者に対しては、当該科目を不合格とし、内容により、その後の全試験科目の受験を認めない。

2 不正行為の内容については、別に定める。

(教育実習)

第 13 条 教育実習は 4 年次に行う。

2 教育実習の時期、実施方法その他の教育実習に関する必要な事項は、あらかじめ発表する。

3 教育実習の受講資格については、別に定める。

(卒業研究への履修制限)

第 14 条 3 年次末において、修得単位数が 80 単位未満の者は、卒業研究を履修することができない。但し、2 年次編入生の場合は 50 単位未満、3 年次編入生の場合は 26 単位未満の者は、卒業研究を履修することはできない。

(チューター制)

第 15 条 学生の修学及び学生生活に関し、必要な指導と助言を行うためにチューター制を設ける。チューターとして、1 年次においてはフレッシュマンセミナーの担当教員、2 年次においてはソフォモアセミナーの担当教員、3 年次においては社会情報学セミナーの担当教員、4 年次においては卒業研究の担当教員があたる。但し、長期履修学生の 1 年次、2 年次のチューターについては、別に定める。

(卒業の認定)

第 16 条 本学部を卒業するためには、学生は 4 年以上（2 年次編入学生においては 3 年以上、3 年次編入学生においては 2 年以上）、長期履修学生は計画的に履修を進め 6 年以上それぞれ在学し、124 単位以上を修得しなければならない。なお、長期履修学生に対しては、フレッシュマンセミナー、ソフォモアセミナーを選択科目とする。

（教育職員免許状）

第 17 条 卒業の認定を受ける学生が、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び同法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める所定の科目を履修し、所要の単位を習得したときには、健康福祉学科の学生は高等学校教諭一種免許状（福祉）、グローバルビジネス学科の学生は高等学校教諭一種免許状（商業）の授与の資格を取得することができる。

（社会福祉主事単位取得証明）

第 18 条 卒業の認定を受ける学生が、厚生労働大臣の指定する社会福祉主事任用に関する科目で、本学の開講科目を 3 科目以上修得したとき、学長は、社会福祉主事任用資格を取得したことを証明することができる。

第 19 条 外国人留学生は、教育課程表にある日本語 I～日本語 IV、および、日本の生活と文化 I から日本の生活と文化 IV を教養科目として履修することができる。ただし、当該科目は外国人留学生だけが履修できるものとする。

2 日本の生活と文化 I から日本の生活と文化 IV のうちいずれか 1 科目は、フレッシュマンセミナー（I）・（II）、または、ソフォモアセミナー（I）・（II）として読み替えることができる。

（社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験受験資格）

第 20 条 卒業の認定を受ける社会情報学部健康福祉学科学生が社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 7 条に基づき、同法施行規則に定める所定の科目を履修し、所定の単位を修得したときには、社会福祉士国家試験受験資格を有することができる。

2 卒業の認定を受ける社会情報学部健康福祉学科学生が精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）第 7 条に基づき、同法施行規則に定める所定の科目を履修し、所定の単位を修得したときには、精神保健福祉士国家試験受験資格を有することができる。

3 社会福祉士及び精神保健福祉士指定科目は別表 1（社会福祉士・精神保健福祉士指定科目）に定めることとし、履修条件、実施方法等については、別に定める。

（その他）

第 21 条 規程に定めるものの他、必要な事項については、学長が社会情報学部教授会の意見を聴いてこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）
- 3 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）
- 4 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）
- 5 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）
- 6 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）
- 7 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）
- 8 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

- 9 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。(グローバルビジネス学科の学生は高等学校教諭一種免許状(商業)の授与及び試験中の不正行為に対する取扱いの変更)
 なお、社会情報学部 社会情報学科の高等学校教諭一種免許状(情報)は、この改正後の規程第 16 条の規定にかかわらず、当該学科に在学する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 12 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(学校教育法改正に伴う改正)
- 13 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(精神保健福祉士養成課程の設置に伴う改正)
- 14 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。(第 6 条(授業の不開講)の追加)

(別表 1) 社会福祉士及び精神保健福祉士指定科目

1. 社会福祉士・精神保健福祉士共通科目

科目名	配当年次	時間数	単位数
医学概論	2	30	2
心理学	1	30	2
社会学	1	30	2
社会福祉原論 (I)	1	30	2
社会福祉原論 (II)	1	30	2
地域福祉論 (I)	2	30	2
地域福祉論 (II)	2	30	2
社会保障論 (I)	3	30	2
社会保障論 (II)	3	30	2
公的扶助論	1	30	2
福祉行財政と福祉計画	2	30	2
保健医療サービス論	3	30	2
権利擁護と成年後見	1	30	2
障害児・者福祉制度論	1	30	2

2. 社会福祉士専門科目

科目名	配当年次	時間数	単位数
社会調査概論	2	30	2
ソーシャルワーク概論	1	30	2
相談援助の基盤と専門職	1	30	2
ソーシャルワーク I	2	30	2
ソーシャルワーク II	2	30	2
ソーシャルワーク III	2	30	2
ソーシャルワーク IV	2	30	2
社会福祉経営論	3	30	2

高齢者福祉論（Ⅰ）	1	30	2
高齢者福祉論（Ⅱ）	1	30	2
児童・家庭福祉論	1	30	2
就労支援	3	15	1
更生保護	3	15	1
ソーシャルワーク演習	2	30	1
相談援助演習Ⅰ	3	30	1
相談援助演習Ⅱ	3	30	1
相談援助演習Ⅲ	3	30	1
相談援助演習Ⅳ	3	30	1
相談援助実習指導Ⅰ	2	30	1
相談援助実習指導Ⅱ	3	60	2
相談援助実習	3	180	4

3. 精神保健福祉士専門科目

科目名	配当年次	時間数	単位数
精神医学Ⅰ	3	30	2
精神医学Ⅱ	3	30	2
精神保健Ⅰ	2	30	2
精神保健Ⅱ	2	30	2
ソーシャルワーク概論	1	30	2
精神保健福祉援助の基盤（専門）	3	30	2
精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅰ	4	30	2
精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅱ	4	30	2
精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅲ	4	30	2
精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅳ	4	30	2
精神保健福祉に関する制度とサービス（Ⅰ）	3	30	2
精神保健福祉に関する制度とサービス（Ⅱ）	3	30	2
精神障害者の生活支援システム	4	30	2
ソーシャルワーク演習	2	30	1
精神保健福祉演習Ⅰ	4	30	1
精神保健福祉演習Ⅱ	4	30	1
精神保健福祉実習指導Ⅰ	3	30	1
精神保健福祉実習指導Ⅱ	4	60	2
精神保健福祉実習	4	225	5